

内容 日時 会場 対象 定員 料金 講師 その他 申込み 詳細 HPホームページ 申込みがない場合は料金・申込不要（入館料が必要な場合あり）。抽選の記載がなければ先着順。に開始日の記載がないものは、既に受付を開始しています

「旭川のちの電話」相談員養成公開講座（第一課程）の受講者を募集

日 6/8・15・22・29の土曜日（時間は日により異なります） 所 ときわ市民ホール（5の4）
定 50人 料 1講座600円
他 電話相談員になるには、第二課程の受講が必要
申 平日9：00～16：30に旭川のちの電話（〒070-0035 5の10番25・2143、☎24・8927）
※郵送やファックスの場合は、郵便番号・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記。

心の健康に関する催し

他②～④事前に保健師の個別相談あり 申②～④健康推進課番25・6364 詳①健康推進課番25・6364

①断酒会員による酒害相談（予約不要）

日 5/2(木)13：00～14：30 所 総合庁舎4階
対 アルコール依存や飲酒に関してお困りの方とその家族

②旭川自死遺族わかちあいの会（新規のみ予約制）

日 5/9(木)13：30～15：00 所 市民文化会館（7の9）
対 自死遺族の方

③つむぎ会「ひきこもり親の会」（予約制）

日 5/13(月)13：30～15：00 所 総合庁舎4階
対 おおむね20～40歳代のひきこもり当事者の家族

④精神科医師による心の健康に関する相談（予約制）

日 5/22(水) 所 総合庁舎4階
対 精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族

福祉・保険

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の通知書等を送付

国民健康保険料は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に納入通知書を送付します。年金からの引き去りで納付する方の保険料は4月・6月・8月に引き去りされます。4月から新たに年金からの引き去りになる方には、国民健康保険料は「特別徴収仮徴収額決定通知書」、後期高齢者医療保険料は「仮徴収額決定通知書・特別徴収開始決定通知書」を送付しています。既に年金から引き去りされている方は、2月と同額が仮徴収額として4月・6月・8月に引き去りになります。

※8月の保険料額は変更の場合あり。

詳国民健康保険課番25・6247、後期高齢者医療制度は番25・8536

特定健診が始まります

4/1現在で市国保に加入している方に、4月下旬に受診券（黄色）を送付します。4/1以降に国保に加入手続きした方で、受診を希望する方は、国民健康保険課にご連絡ください。

所 市内約110か所の医療機関

料 500円（前年度市民税非課税世帯は無料）

詳国民健康保険課番25・9841

エキノコックス症検診（予約制）

内 血液検査 所 市内指定医療機関

対 小学3年生以上 他 事前に受診券の交付が必要

申 保健予防課番25・9848

歯周病健診

内 歯周病検査、予防・改善指導 所 健診実施医療機関（各支所・公民館等にあるチラシや市に掲載。受診する場合は、事前に医療機関に申込みが必要）

対 ●昨年4月～来年3月に20・30・40・50・60・70歳の誕生日を迎えた、または迎える方 ●妊産婦

料 500円（70歳の方は無料。その他の方も免除制度あり）

持 健康保険証ほか（妊産婦は母子健康手帳）

他 健診後、精密検査や治療が必要な場合は、別途費用が掛かる場合あり 詳健康推進課番25・6315

胃・肺・大腸がん巡回検診

実施日	受付時間	会場
5/7(火) 8(水)	8：00～10：00	柏会館（春光6の8）
5/7(火)	9：00～10：00	あずま会館（永山4の22）
5/8(水)	9：00～10：00	三和会館（永山4の7）
5/9(木)	9：00～10：00	春光6区団地集会所（春光1の7）
5/10(金)	9：00～10：00	春光1・2区青少年会館（春光6の2）
5/10(金)	9：00～10：00	中央交友会館（春光2の9）
5/13(月)	9：00～10：00	春光中央青少年福祉会館（春光4の8）
5/13(月)	9：00～10：00	秋月市民会館（秋月2の2）
5/14(火)	9：00～10：00	永山むつみ会館（永山10の11）
5/15(水)	9：00～10：00	永山3区会館（永山3の15）
5/16(木)	9：00～10：00	みずほ団地町内会館（永山6の16）
5/17(金)	9：00～10：00	永山友愛会館（永山8の10）
5/22(水)★	9：00～11：00	末広地区センター（末広2の4）
5/24(金)★	9：00～11：00	永山公民館（永山3の19）
5/27(月)★	9：00～11：00	北部住民センター（春光5の4）
5/29(水)	9：00～10：00	西近文会館（近文町25）
5/30(木)	9：00～10：00	北星公民館（北門町8）
5/30(木)	9：00～10：00	市民生活館（緑町15）
5/31(金)	9：00～10：00	はるかぜ児童会館（錦町20）

★印の日は国保特定健診・後期高齢者医療健診も受診可。事前に申込みが必要

他 申込み不要。持ち物や検診料等は問い合わせを。大腸がん検診は、当日会場で受け付け。後日、便を提出 ※旭川がん検診センター（末広東2の6番53・7111）でも受診可。希望者は同センターに申込みを。

詳健康推進課番25・6315

特定健診・後期高齢者医療健診とがん検診のセット型健診

日 所 ● 5/22(水)=末広地区センター（末広2の4）

● 5/24(金)=永山公民館（永山3の19）

● 5/27(月)=北部住民センター（春光5の4）

いずれも9：00～11：00

申 各実施日の1週間前までに旭川がん検診センター番53・7111

詳国民健康保険課番25・9841、後期高齢者医療健診は番25・8536

夜間・休日の当番医は 北海道救急医療情報案内センター

一般電話からはフリーダイヤル ☎0120・20・8699 携帯電話からは ☎011・221・8699

夜間急病センターの場所・診療時間
市立旭川病院2階（金星町1番25・0297）
午後10時～午前7時30分



健康づくり支援アプリ「あさひかわ健幸アプリ」

「あさひかわ健幸アプリ」は、毎日の健康づくり活動がポイントになる旭川市公式の健康づくり支援アプリです。ウォーキングや体重・血圧等の記録、イベントへの参加等で健幸ポイントをためると、協賛品が当たる抽選に参加できます。アプリを活用して気軽に楽しく健康づくりに取り組み、健やかで幸せな生活を目指しましょう！

利用方法

スマートフォンにアプリをインストールし、新規登録してください。右の2次元コードからダウンロードできます。アプリの利用料は無料ですが、通信料は利用者負担です。



主な機能

- 歩数の計測
- 体重・血圧・健診受診等の記録
- 歩数ランキング
- 生活習慣チェック
- ラジオ体操
- イベント情報等のお知らせ配信



アプリの詳細はこちらから



詳健康推進課番25・6315

福祉タクシーチケットの対象者などが変わります

今年度から対象者を拡充し、助成金額などが変わりました。昨年度に交付を受けた方や新たに対象となった方には、5月上旬に申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、郵送で提出してください。

詳障害福祉課番25・9855

対象者	● 身体障害者手帳 総合等級1・2級 ● 療育手帳A判定 ● 精神障害者保健福祉手帳1・2級
助成金額	● チケットの枚数=40枚 ● 1枚当たりの助成額=タクシー乗車の場合500円、自動車燃料給油の場合350円 ※どちらの用途でも利用できます
補足	入院中の方や特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム（A型）、障害者支援施設、児童福祉施設に入所中の方は対象外 ※申請は郵送のみ。市や支所の窓口では同チケットを交付しません

高齢者等の肺炎球菌感染症の定期予防接種

所 市内実施医療機関（詳細は市に掲載）

対 ● 65歳の方 ● 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に1級相当の障害がある方

※過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した方は対象外。
料 2,700円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。証明できる物が必要）

持 健康保険証、案内はがき

案内はがきの送付時期 ● 昭和33年4/2～6/30生まれの方=3月に送付済み ● 同33年7/1～同34年4/1生まれの方=5月に発送予定 ● 同34年4/2以降に誕生日を迎える方=誕生日の翌月発送予定

詳保健予防課番25・6237



健康

新型コロナ健康相談ダイヤル・ワクチンコールセンターは3月末で終了

受診や検査はかかりつけ医等に電話でご相談ください。体調不良時の対応や療養時の過ごし方、ワクチンに関する情報は市をご覧ください。

詳保健予防課番25・9848（感染症に関すること）、番25・6237（ワクチンに関すること）



B型・C型肝炎ウイルス検査

所 市内実施医療機関 対 肝炎ウイルスに感染する可能性があった方（原則、過去に検査を受けた方は対象外）

他 事前に受診券の交付が必要 申 保健予防課番25・9848

介護保険料が今年度から特別徴収 (年金支給時に保険料を引き去り) になる方へ

事前に開始通知書を送付します。ただし、8月から特別徴収になる方には送付しませんので、7月中旬に送付する介護保険料納入通知書で確認してください。

対年金受給額(見込み額)が年間18万円以上あり、令和5年4/2以降、次のいずれかに該当する方

- 年金を受給して65歳の誕生日を迎えた
- 65歳以上で年金を受給し始めた
- 65歳以上で年金を受給しており他の市町村から転入してきた



開始時期 下の表のとおり

特別徴収の開始時期(目安)と対象者	
令和6年4月	令和5年4/2~10/1に対象条件を満たした方
令和6年6月	令和5年10/2~12/1に対象条件を満たした方
令和6年8月	令和5年12/2~同6年2/1に対象条件を満たした方
令和6年10月	令和6年2/2~4/1に対象条件を満たした方
令和7年4月	令和6年4/2~10/1に対象条件を満たした方

他転入者や新たに年金を受給し始めた方は、年金保険者から市へ通知される時期によって、特別徴収の開始時期が変わる場合があります。なお、既に特別徴収の方が、前年度の途中で保険料の段階変更等により普通徴収になっていた場合、再び特別徴収に戻るのは10月から

詳介護保険課 ☎25・5356

寿バスカードを交付

内市内のバス路線を、1乗車につき自己負担100円(身体障害者等は50円)で利用できる同カードを指定の郵便局で交付

有効期間 6/1(出)~来年5/31(出)

対市内に住む70歳以上の方(今年度70歳になる方を含む)
料2,000円(身体障害者等は1,000円。7月以降に同カードの交付を受ける場合は残りの有効期間に応じて減額)

他令和5年度に交付を受けた方と今年度70歳になる方には、5月中旬~下旬に申請書を送付。それ以外で交付を希望する方は連絡を

詳長寿社会課 ☎25・6457

家族介護用品(紙おむつ等)購入助成券を交付

対寝たきり・認知症等で紙おむつなどの介護用品を常時必要とする65歳以上の在宅高齢者を介護し、住民登録上その高齢者と同一世帯である同居家族

助成額 月額4,500円

他介護保険の要介護度などの要件あり。昨年度交付を受けた方も、更新の手続きが必要

申長寿社会課 ☎25・5273

障害者水泳教室(全4回)

日5/8~29の毎週水曜日13:00~15:00

所おびった(宮前1の3)

対各種障害者手帳、または特定医療費(指定難病)受給者証等をお持ちの方

定15人(抽選) **他**水着・水泳帽・タオル持参

教室の運営ボランティア募集

定10人(抽選) **申**いずれも4/30(火)までに旭川障害者連絡協議会 ☎・☎31・2226

他の健康保険に加入・離脱をした場合、14日以内に国民健康保険(国保)の離脱・加入の届出を

国保への加入の届出が遅れると、事実の発生した日までさかのぼって国保に加入して保険料を納める他、保険証がない間の医療費は全額自己負担になります。

また、他の健康保険に加入後、国保の離脱の届出をせずに国民健康保険証を使用して医療機関を受診すると、後日国保が負担した医療費を返還しなければなりません。

持ち物 ●国保を離脱=国民健康保険証、新たに加入した健康保険の資格取得証明書または保険証(全員分)、マイナンバーが確認できる物

●国保に加入=他の健康保険の資格喪失証明書、マイナンバーが確認できる物

※窓口に来た方の本人確認書類(運転免許証等)が必要。

届出先 総合庁舎1階、各支所

☎国民健康保険課 ☎25・6247

転出する学生に保険証を交付

親元などから仕送り等を受け、修学のため他の市町村に住民登録をする学生には、届出により旭川市(親元世帯)の保険証を交付します。また、学生でなくなったときも届出が必要です。

持ち物 国民健康保険証

※窓口に来た方の本人確認書類(運転免許証等)が必要。

届出先 総合庁舎1階、各支所

☎国民健康保険課 ☎25・6247

無料低額診療利用者に調剤処方費用を助成

市内に居住する無料低額診療利用者に、薬局での調剤処方費用の全部、または一部を助成します。助成期間は、病院で実施している無料低額診療事業の適用期間内です。

無料低額診療実施医療機関 道北勤医協一条通病院(東光1の1)、道北勤医協一条クリニック(東光1の1)

☎生活支援課 ☎25・9175

障害のある方の医療費を助成

内下の表のとおり保険診療医療費の自己負担額の全額または一部を助成

受付場所 国民健康保険課(総合庁舎2階)、各支所

☎国民健康保険課 ☎25・8536

	助成対象	手続きに必要な物
重度心身障害者	●身体障害者手帳1・2級と3級(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害)の方 ●療育手帳A判定の方 ●精神科医に、重度の知的障害と診断された方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方(中学校卒業後の入院医療は対象外)	●印鑑 ●健康保険証 ●該当する障害者手帳、または診断書(専用の用紙)
補足	●中学校卒業後で市民税課税世帯の方のみ、医療費の1割を自己負担。自己負担額が、次の月額上限額を超えた場合、申請により払戻し可。月額上限額=通院18,000円(8月から翌年7月までの1年間の通院のみ上限額144,000円)、入院57,600円(12か月で3回以上月額上限額に該当した場合は4回目以降44,400円) ●助成対象者の主たる生計維持者の所得制限あり ●受給者証は、所得等を確認した後に送付 ●転入者は、所得証明書、課税証明書等も必要 ●上記以外の書類等が必要な場合あり ●65歳以上で助成を受ける場合は、国民健康保険課のみでの受付	